

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 尾島 保彦

1 日 時

平成26年3月5日（水） 午前10時34分から
午後 0時12分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

尾島保彦、馬場林、毛利正徳、田中利明、近藤和義、玉田輝義、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 野中信孝、警察本部長 大澤裕之 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 県立学校生徒転落事故について、高等学校等就学支援制度等について、大分県立庄内屋内競技場の利用料金の改定について、平成25年大分県警察業務重点の推進結果について及び平成26年春の組織改編概要について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 武石誠一郎
政策調査課調査広報班 主査 飯田聖子

文教警察委員会次第

日時：平成26年3月5日（水）本会議終了後

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

① 県立学校生徒転落事故について

② 高等学校等就学支援制度等について

③ 大分県立庄内屋内競技場の利用料金の改定について

(3) その他

3 警察本部関係

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

① 平成25年大分県警察業務重点の推進結果について

② 平成26年春の組織改編概要について

(3) その他

4 協議事項

(1) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

尾島委員長 それではただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 1 件であります。

これより、教育委員会関係の審査に入ります。

第 5 3 号議案平成 2 5 年度大分県一般会計補正予算第 3 号のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

野中教育長 追加議案書の 1 ページをお開きください。

第 5 3 号議案平成 2 5 年度大分県一般会計補正予算第 3 号のうち教育委員会所管分について説明をいたします。

説明は、別にお手元に配付しております文教警察委員会説明資料でさせていただきます。

1 ページをお開きください。

この表は、第 1 0 款教育費のうち、教育委員会関係部分を抜粋したものです。

上の表の下から 3 段目に二重線で囲んでおりますけれども、補正予算計上額は、右から 2 列目の補正予算額の欄でございます 3 7 億 1, 7 8 9 万 2 千円の減額です。

内訳は、その下にありますように、人件費が 3 2 億 8 9 4 万 7 千円の減額となっており、その主な理由は、昨年 7 月 1 日から実施している給料の特例減額措置及び教職員数の減などによるものです。

事業費につきましては、その下でございます、5 億 8 9 4 万 5 千円の減額となっており、この結果、補正後の予算総額は、二重線で囲ったところの右端にありますように 1, 1 0 4 億 8, 7 8 4 万 4 千円となります。

次に事業費の主なものについて説明をいたします。

別冊の補正予算に関する説明書の 3 4 3 ページをお願いをいたします。

第 4 項高等学校費の第 5 目学校建設費の事業名欄一番上の施設整備費 2 億 3, 7 3 1 万 4 千円の減額です。

これは、一番右側の説明欄、二重丸の上から 4 番目、玖珠新設校のグラウンド整備に係る用地購入費として 3, 5 3 2 万 8 千円などを今回の補正でお願いする一方で、大規模改造などの入札残により、全体として減額となったものです。

3 5 3 ページをお願いいたします。

第 7 項社会教育費第 1 目社会教育総務費の事業名欄、文化課の 1 番目です。文化活動推進事業費 2 億円の増額は、芸術会館に寄託されている南海コレクション 5 0 点について、売却され散逸するおそれがあることから、購入に備えて、一番右側の説明欄、二重丸の 1 番目に掲載している美術品取得基金に、2 億円を積み増すものです。なお、詳細につきましては後ほど、文化課長から説明をいたします。

同じページ、第 3 目文化財保護費の事業名欄一番下の文化財発掘受託事業費 7, 2 4 8 万円の減額は、国等から委託を受けて実施する埋蔵文化財発掘調査において、高速道路等の建設事業の進捗状況により受託額が固まったので、所要の補正を行うものです。

次に 3 5 9 ページをお開き願います。

第8項保健体育費第2目体育振興費の事業名欄、一番下の全国高等学校総合体育大会開催事業費1億1,578万3千円の減額は、昨年8月に開催しました全国高等学校総合体育大会の実行委員会への負担金額が確定したことにより、所要の補正を行うものです。

私からは以上でございます。

佐藤文化課長 文教警察委員会資料の2ページをごらんください。

先ほど教育長から説明にありました美術品の取得の詳細について、ご説明をいたします。

南海コレクションと呼ばれる美術品が、佐伯市の健康保険南海病院において、昭和50年代に医療の一環として、来院者などの癒しのため収集され、約600点ほどございます。シャガールやローランサンなど20世紀のフランス美術の画家やパリで学んだ日本人画家を中心とした明るい具象画が大半を占めております。

次の3ページをごらんください。この一覧表は、芸術会館に寄託されている南海コレクションの50点全てであり、著名作家の作品が並んでおります。

前のページに戻ります。中段にございますローマ数字のⅡ、コレクションと県とのかかわりの欄をごらんになってください。芸術会館において、平成16年度「パリと画家たち」展として開催され、初めてこのコレクションが、多くの県民に鑑賞されました。

その後、芸術会館に寄託された作品は、平成20年度から平成25年度の6年間にわたって、芸術会館の展覧会で展示され、作品の優しい雰囲気県民の心を和ませ、根強いファンを形成してまいりました。

ローマ数字のⅢ(1)をごらんください。昨年の10月に、南海病院の経営母体である全国社会保険協会連合会は、寄託50作品について、寄託先の大分県に対して、平成25年度中の売却を打診してまいりました。

この寄託作品につきましては、日仏の主要な画家の作品が、まとまったコレクションとして、身近にある状況が極めてまれなことであり、洋画部門の充実につながる優れたコレクションであることや県民に親しまれてきた貴重なコレクションであることなどを踏まえ、県が保有することにより、散逸の危機を回避し、27年春開館予定の県立美術館に作品を引き継ぐ意義があることから、全社連と協議を開始しました。

県として、適正な価格で取得するため専門家による評価を求めたところ、作品の評価額は3億9,908万円でございます。

この評価額を踏まえて、県の財政状況をも考えた上で、本県との関係性や芸術会館での寄託作品のこれまでの管理経費などを考慮した金額を提示し、その結果9,995万円が減額され、売却額について、2億9,913万円に合意に達しました。

このことから、購入に備えて、美術品取得基金に積み増しを行うため、3月補正に2億円を計上するものです。

以上、ご審議のうえ、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

尾島委員長 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

田中委員 私はまずもって南海コレクションが、これは南海病院という1病院の所蔵品であったわけですが、これはもう佐伯市民が、入院された市民、県民の方が、病室、あるいはまた廊下を含めて、本当に一流の美術品を癒しの空間として享受して、30年間以上親しんできた作品群なんです、これが今まで30年間にわたって1点も盗難に遭ったこ

とがないという、それぐらい大変珍しい、もういつでもバッグの中に入れて持ち帰れるような、そういう掲示の仕方にあるにもかかわらず、1点も盗難がないという、これは佐伯市民の性格なり、あるいはまた親しんできたというこの芸術に対する自分たちの所有というプライドがあったんじゃないかと思っているんですね。そういうものが今度処分されるという危機感が非常に出てきた中で、県が、この野中教育長を初め、あるいはまた佐藤文化課長を中心として、本当に前向きにこの作品を残そうと。しかも、市民財産だけでなくして県の財産として、あるいはまた全国的な南海コレクションとして残そうという、こういう一つの英断に対して大変市民を含めて感謝をしております。

今後は十分この作品群を南海コレクションコーナーという形でもって、やっぱり活用を図って行って、新美術館の目玉となり得るようなこういう作品群の取り扱いをやってもらいたいと、このことを考えておるんですが、何か教育長のほうから、それに対する感想なり、もう別に質問じゃないんですけど、何かありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

野中教育長 私、ちょっとまあ、美術は余り疎くて、こういうすばらしいものがあるというのを知りませんでした。聞いてみましたら、やっぱり今ご紹介あったように、南海病院の廊下だとか待合室はどこにでもあって、そしてまさに入院した患者、来院した患者、聞いてみると、退院した方もまた絵だけを見に来るというふうな、そんなふうなすばらしい愛され方、大事な扱いをされてきたと。

本当に美術的にもフランス20世紀の美術、それから日本画家の絵があって、大分県での展覧会、全国にもパリの画家たち展で回ったというふうに聞いています。南海病院のほうからもぜひ残したいという声もありまして、そういう県民の声も受けまして、何とか残したいということで努力をしました。

交渉結果は詳しく申しませんが、できるだけ安く買わなくちゃいけない、一定の限界もあるという中でいろいろ交渉して、何とかまとめることができました。多くの方からのぜひ欲しいという声に押されて準備を進めてきたというふうに思っております。ぜひ新美術館のほうで、これまでの美術館から受け継ぐと同時に、新しい分野にも展示していかなくちゃいけないと思ひます。その洋画部門の目玉になっていくかなど。大分県で育ててきた、その病院の、県民の癒しとか、そういった歴史を持った南海コレクション、そういったものをぜひ県民の中に、県下全域に巡回展をするなり、あるいは来てもらうなり、いろんな形で出していきたいというふうに思ひます。どうもありがとうございます。

田中委員 ひとつよろしくお願ひします。

尾島委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ほかに質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決につきましては、警察本部の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

宮脇教育次長 それでは、県立学校の生徒の転落事故についてご報告をさせていただきます。

文教警察委員会説明資料の5ページをお願いします。

去る2月5日に大分県立中津南高等学校で、生徒が転落、死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。その事故に関しましてご報告をさせていただきます。

まず事故当日の状況ですが、3年の男子生徒が1階トイレの清掃を終え、4階の教室に戻った後、廊下北側の窓拭きを手伝おうとロッカーの上、もしくは窓枠の付近のほうに上り、バランスを崩して約8.9メートル下の2階のテラスに転落をしました。

その際の経過ですが、13時30分頃、更衣を済ませた後、大掃除を開始しています。大掃除は14時50分までの予定で実施をされております。当該教室の3年2組の教室の清掃担当は9名の生徒で、担任教諭はそこで清掃監督を行っていたということであります。

14時40分頃テラスに転落をし、42分に救急車を要請しました。到着は47分であります。救急隊は現場で応急処置をするとともに校長に確認を取ってドクターヘリを要請をしております。15時頃大分大学よりドクターヘリが到着し、ヘリの医師が救急車内で応急処置をし、即座に中津市民病院に搬送されたということです。集中治療室で治療が懸命に行われましたが、18時20分、病院で亡くなったということであります。

事故後の対応ですが、事故の一報を受け、高校教育課、生徒指導推進室から職員を派遣をしております。それと同時に大分県こころの緊急支援活動チーム、C R T及びスクールカウンセラーを派遣し、C R Tによる生徒、保護者へのカウンセリングは、2月6日、7日の両日、スクールカウンセラーのカウンセリングは2月6日から20日まで緊急配置で行いました。

また、県教育委員会から、各学校あてに生徒の事故防止についての通知等を発出しております。

事故当日は県立高等学校長あてに、校内における生徒の事故防止についての文書を発出しました。

さらに翌日の6日には、県立学校長及び市町村教育委員会教育長あてに全て学校、全ての校種に行き渡りますように、学校における転落事故等の防止についての文書を発出しました。

さらに、12日には、県立学校長及び市町村教育委員会教育長あてに学校における転落事故の防止についての通知をお渡ししております。

最後に出した12日の通知は資料の10ページに掲載しております。

10ページをお願いいたします。

この通知では、ごらんとおり、安全教育について、2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと等、具体的な指導内容を指示しているところであります。

また加えて、次の11ページにあります。各学校に窓清掃等に関する調査及び転落防止に係る施設設備の安全点検の調査の実施を指示しております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

この県立学校における転落事故の防止等に係る調査結果につきましては、後の8ページ、9ページにつけております県立学校における転落防止に係る施設設備の安全点検実施結果と窓清掃等に関する調査を取りまとめ、課題と今後の対応を示したものであります。

6ページに沿って説明をさせていただきます。

まず、転落防止に係る施設設備の安全点検についてであります。この調査は、転落事

故を受けまして、県立学校における転落防止に係る施設設備の状況について把握するために行ったものです。

調査の結果判明した状況といたしましては、まず屋上についてですが、出入り口の施錠ができない学校が1校、天窗の周囲に立ち入りが可能な学校が1校あることがわかりました。

窓につきましては、窓下に足掛かりとなるものを置いている学校が36校あり、床から窓下までの高さが1.1メートル未満の学校が43校あることもわかりました。ひさしにつきましては、容易に立ち入れない措置がなされていない学校が22校あることもわかりました。また、バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等につきましては、手すりに腐食やぐらつきがある学校が10校、階段床の仕上げ材や滑りどめ破損等がある学校が8校、付近に足掛かりとなるものを置いている学校が3校あり、そのほか、屋内運動場の階段・踊り場の手すりの高さが1.1メートル未満となっている学校もあることがわかりました。

続きまして、窓清掃等に関する調査についてであります。

この調査は、県立学校における窓清掃等の実態や安全指導の状況を把握するために行ったものであります。

判明した状況としましては、まず、窓清掃の状況であります。約9割の県立学校において、児童生徒に窓の清掃を行わせており、その頻度は、学期に1回というのが一番多いということがわかります。

次に手の届かない部分の清掃ですが、柄付きモップで清掃をしている学校が19校、生徒に手の届かない部分は清掃させていない学校が15校ある一方、ロッカーの上に上がる、椅子等の上に上がる、窓の棧に上るとした学校が、それぞれ、19校、28校、10校あること、また、児童生徒用のロッカーを、教室内の窓側、廊下の窓側に置いている学校が、それぞれ4校、32校ということがわかりました。

窓清掃に対する安全指導の状況につきましては、2階以上の窓の清掃を行っていない、内側だけ拭く、十分注意するよう指示しながら行っているという学校が全体の半数を占める一方、特に指示はせずに行っているという学校が20校あること、また、窓の清掃を行う前に安全指導を行っていない学校が23校あり、窓清掃のマニュアルがある学校は4校にとどまっていることがわかりました。

清掃時の事故等の発生状況やその際の安全指導の状況につきましては、過去5年間で、清掃時にけが等をする事故が起こったという学校が1校、これは今回の事案であります。また、清掃時にけが等をしそうになる事例が起こった学校は1校、いずれも、事前に安全指導を行っていなかったということがわかりました。

続きまして7ページをお願いいたします。

これらの調査結果についての課題と今後の対応でございます。

学校における転落事故の防止に当たっては、学校の状況を把握した上で危険な場所が見つかったときには速やかに対応する必要があります。また、児童生徒の発達段階を考慮しながら、事故の危険性について児童生徒に認識させ、危険な行動を取らないよう、安全指導を行う必要があります。

今回の事故を受けて、県教育委員会では、これまで、数度の通知を出し、先ほども触れましたが、2月12日付の通知では、その①、②、③にありますように、窓の清掃時は、

事前に安全な清掃方法を指導し徹底すること、②2階以上の窓の外側の清掃は、安全が確保される場合を除き行わないこと、③窓のそばで机、椅子、ロッカーの上に立ち上がらないこと等を指導しましたが、今回、指導内容が徹底されるよう実態調査を行ったところがあります。

今回の調査により、屋上、窓、ひさし、バルコニー・階段・吹き抜け・外廊下等について、安全上の課題がある学校があることが分かりましたので、今後、当面、天窓、腐食やぐらつきのある手すりなどの危険箇所や、ひさしに立ち入らないことを児童生徒に周知徹底すること等について学校を指導してまいりたいと思います。

また、窓清掃につきましては、手の届かない部分の清掃の仕方について、各学校の実態が異なっていると同時に、ロッカーを窓側に置いている学校があること、また、窓清掃に対する安全指導が徹底されてこなかったことも分かりました。

今後、安全確保が徹底されるよう、特に2階以上の窓について、窓の外側を含め手の届かない部分をどのように清掃するべきか、窓側に置く設備についての留意点は何か、窓清掃に係る適切な安全指導の内容はどのように行うかなどについて、児童生徒の発達段階や各学校の特性を踏まえつつ検討した上で、改めて学校に対して指導を行うこととしております。

また、あわせて、各学校において、県からの指導を踏まえて転落防止に係る留意点を整理するよう求めることとします。

恐れ入ります。もう一度、5ページをお願いいたします。

5ページ、下のほうですが、4事故後の対応（4）についてであります。現段階で2月17日と26日の2回、教育委員会による現地調査を行っています。

また、（5）に記載しておりますように、2月12日及び3月4日の教育委員会で、事故状況や調査結果等を報告したところであります。

最後、5番ですが、今後の対応といたしましては、事故発生状況に関するとりまとめを行うとともに、ただいま報告いたしました調査結果を踏まえた学校への指導や施設の改修等を行いたいと思っております。

以上で終わります。

尾島委員長 ただいま、執行部から報告がありましたが、ご質疑等はありませんか。

毛利委員 この事故はもう本当に大変痛ましい事故でありまして、私もお悔やみに行って、先日高校の卒業式に馬場副委員長と一緒に出席させていただきました。本来は卒業式とは言っても、それぞれの旅立ちでありますし、センター試験が終わって進路が決まっている方や社会に出る方、みんなを励まして、再スタート、新たな人生をとということなので喜ばしいことだとも思うんですが、校長先生を初め、先生方、また答辞、送辞、保護者の挨拶には全て最後に生徒の今日までの学校における、また友人との信頼関係のすばらしい評価というか、そういったものが挨拶の中でありました。それをやっぱり聞くたびに生徒は特に涙をしておりましたので、カウンセリングをしていただいて、心のケアは十分にできていると思うわけでありまして、在校生がまだいらっしゃいますし、保護者の方もそういう心配をしておりますので、今説明があった課題、今後の対応に尽きるわけでありまして、しっかりとこの調査、また課題をクリアしていただきたい。そして、こういう事件が起こると、それはもちろん調査して対応するんですけど、期間が過ぎるごとにやっぱりこうい

ったものが、それぞれの気持ちやいろんな中から薄れていくというのがありますから、ことごとく定期点検というか、定期状況を把握して、子供たちが自主的にそういうこともしないように周知をしていただきたいというふうに思います。

特に保護者の方が、この事故、何と言うかな、気持ちの持っていき場所がないんですね。誰が悪いとかどうこうじゃないからですね。それを毅然として気丈に振る舞っている姿を見ると何とも言えないことがありましたので、ぜひその辺を徹底していただきたい。そして市町村教育委員会にも指示をしておるといことでありますので、その小・中学校における設備の調査、対応もきっちり指導していただきたいというふうに思います。これは要望ですので、こういう点を教育長、強くお願いをしたいと思います。

野中教育長 大変ショックを受けております。決して繰り返してはいけないという思いで早速に各学校に指示もしましたし、そしてまた、実態をまずしっかりつかんでおく必要もあるなということで調査もいたしました。きょうはまとめてその報告をしたところです。意外と鍵が壊れているとか、屋上に入れるとか、ちょっと幾つか危険なところも見つかりまして、直ちにそれはなくしていくと。

それと、今回清掃中という事故で、どういった形で事故が起こったのかと、まさに調査をして整理をしているところです。それをしっかり強化して生徒指導をやっつけていかなくちやいけないなというふうに思っています。

各学校それぞれ状況が違うというのもありまして、1回の調査でこういった結論が出ない、出にくいところがありまして、きょう3つぐらい論点拾いましたけれども、それを各学校に当てはめて、各学校で二度とこういう事故が起こらないような、清掃をするに当たってのポイント、マニュアルと言えはそこまでのものかなんですけども、そういったものをつくり上げて、清掃のたびにしっかり打ち合わせ、確認してますというようなことを徹底していきたいというふうに思います。

玉田委員 本当に痛ましい事故で、今後の対策が心配なんですけど、少し教育委員会の学校施設の安全性という視点から少し質問なんですけれども、今回調査して、8ページのほうに状況が、現状が書かれていますよね。要するに、これを拾い上げたときに、大体予算が幾らぐらいかかるのかとか、一方では、今度補正予算では、学校施設の整備費で2億3,700万円減額しているわけですよね。もちろん、それがそのまま使える、使えないといういろんな縛りがある中での補正ということはわかるんですけども、こういうものは補正で落とす前に積算できて、もうそこが最初から安全性、子供たちの安全性確保のためにやるぞというふうなところも検討していくというか、少し検討されてもよかったのかなというふうな気持ちになるわけですよね。

その8ページに上がっているこれらのことが、これまで各学校から予算要求として上がっていたのかどうかというのやっぱりちょっと心配になるんですけども。ですから、そういう、さっき教育長が力強く早急にやりたいというふうなお話もありましたけれども、これは予算で見える形にやっっていくということがやっぱり大事だと思いますので、耐震化、いろいろ予算使うところはあると思いますけれども、ぜひそこはお願いしたいと思います。

教育長、何かコメントあればですね。

野中教育長 この表の形になってかなり広く拾いましたから、学校で気がついた範囲、全部あります。全てが全て工事をしなくちゃいけないというわけでもなくて、行けないよう

に閉鎖をすとか、そういったことも多々あります。それも含めて、実際にどういう形でそこを手当てすれば安全が確保できるかという、そこをちょっと各学校詰めていって対応したいというふうに思います。

馬場副委員長 僕も毛利委員と一緒に卒業式に参加をさせていただいて、友達が多分写真を持って一緒に卒業式に出られて、卒業証書も友達が校長先生からいただいたという状況であったと思います。

私も南高の卒業生なんですけど、ちょうど私たちが高校のころ山国川で溺れて亡くなったという事例があって、もう時が過ぎると、本当にそれが忘れ去られていくんですけど、1つ思ったのが、なかなか命って取り返しがつかないことなので、高校だけではなくて、小・中学校もやはりひさしがないところとか、そこをよくしてくれということで市町村にお願いすることもあるんですけど、なかなかできていないところも多分あるのではないかなど。これは私自身自身の非常にそういう経験もあったものですから、そういうひさしも窓から出られないようなという、高校だけではなくて中学校を含めて、ぜひそういうこともお願いをできたらなというのが1つ。

すぐ直後に南校に伺ったときに、すごく人としてすべきことじゃないなという、いろんな書き込みとか、そういうものというのは何か物すごく、例えば、保険金が入るとか、そんなことも書いていたような気がします。私直後に少ししか見ていないんですけども、中傷的なこととかですね、そんなことがやっぱりああいうのでも出てくるんだなという思いで、何かこういたたまれなくなった部分がありましたけれども、でも本当に、二度とこういうことが起きないような、ある意味では命にかかわることをこれからも継続していくようなところというのは必要なと思います。特に、要望としては小・中学校を含めて、何かそういうのをお願いできたらなと思います。

野中教育長 通知は市町村教育委員会にも、今回の事件を受けてこういうことがありましたけれども、各小・中学校危険なところがないか、清掃に関する指導について、いろんな意味で通知を出しておるところです。

子供たちの成長段階において、清掃へのかかわりもちょっと違うかなという感じもいたしました。小・中学校では、より運動能力の問題もありますから、実際にはそんなに清掃で危険なというのはやっていないというふうな感じでしたけれども、いずれにしろ、学ぶべき教訓、小・中学校にあると思います。小・中学校についても徹底していきたいというふうに思います。

田中委員 大変不幸で痛ましい事件だなと、事故死だなと思いますけれども、偶発的なこういう捉え方をするというよりも、むしろ学校の安全性をきちんとした形でカバーできなかったという、その人災的な要素、こういう責任感というものを、管理者を含めて、校長も含めて、学校の管理者がそういうやっぱり深刻さを持って、もちろん深刻にとらえているんでしょうけども、またそういう人災的なとらえ方をしながら、最大限の安全な施設整備について、やっぱり大規模改造とか、会館をつくるとか、こういうものが整備の眼目であったわけですけども、安全性を高めていくという、この時代の流れから見て、あるいはまた、施設の長寿命化とか、こういうものを含めて、やっぱり視点を少しずらしながらも安全な体制をとっていただきたいと。教育長を含めて、皆様方もそういうとらえ方をしておると思いますが、あえて屋上屋を重ねることにもなるんですけども、私はこうい

う事件については人災だという、そういうやっばりとらえ方をしないと、今後対応がややもすると時間の経過とともに鈍ってくるんじゃないかという、そういう各意見、発言もありましたけれども、私もそういうとらえ方をしていますので、ひとつしっかりと対応をしていただきたいなど、こう思っております。

野中教育長 確かにこの事件、現地で実際に場所も見て話も聞いたときに、学校における、きちんと、それに裏づけられた指導をなされていないというふうに強く思いました。高校生程度になれば、かなり運動能力もあって、清掃しろということで大体できるかなという、そういう思いがあったというふうに思います。

そういう意味で、一斉点検をさせて危機意識を高めたところでは、今後、具体的に危険が予想される行為について、具体的に想像力を発揮して、そして具体的な指示をする。注意喚起する、そういうことをやっていかなくちやいけない。まさにそれが欠けていたという意味で、ご指摘のあった今回の事件というふうに理解をしています。十分に喚起をして対応していきたいというふうに思います。

近藤委員 予想を超える想定外のことが、どういう社会、いつ何が起こるかわからないような、そういう状況ですよ。だから、やっぱりふだんからの危機管理というのが私は非常に大事だと思うんです。今回大きな雪害がありましたけれども、雪が降るということで、もうハウスに突っ張りしていた人たちもおったよね。あの人たちは何ともないんですよ。だから、ふだんそういう危機管理を頭に入れておくと、やっぱりある程度のことは予防できるわけですよ。それとこれは別なんですけども、やっぱり常に何が起きるかわからんという危機管理の中でふだんやっていくということは一番大事かなというふうに思いますので、余談ですけどちょっと申し上げておきます。

荒金委員 今、こういう事故がありました。そのことについて調査しながら今後の対応というもの、それについてはよくわかります。しかし、今副委員長からもお話があったように、誹謗中傷、この事故によって、これは問題やねえかと、なかなかかわからんのだけでも、抽象的でね、難しい話なんだけど、何だろう、これって、今びっくりしたですね。これは質問でも何でもなし、私の思いを。

馬場副委員長 インターネットとかそういう書き込みみたいなので入るので、それは、その方に直接言ったとかいうんじゃなくて、そういうのが話題になって、そのことが、その中で書かれているような部分があるんですね。

尾島委員長 その辺、何か把握された内容があれば。

特に把握されていないですか。

野中教育長 ネット社会でちょっと私どもかつての経験では想像できないような、本当に人の傷つけ方が蔓延する、広がっていく。なかなかそれを有効にとめる手立てがないという中で、今保護者の中で少なくとも自分たちはこういうことをしないようにという申し合わせができていくというふうに聞きました。直接ネット上での書き込み等について、その名誉毀損とか何らかのものがなければなかなか今は難しい感じがいたします。私のできることは、今後亡くなった生徒の保護者とお話をするときに、そういったいろんな面でお父様、お母様の心を、亡くただけじゃなくて、いろんな傷つくことがあるというのを考えながらお話をしていきたいというふうに思います。

尾島委員長 それではありがとうございました。

今後の対応に全力を尽くしながら、万全の体制で安全確保に努めていただきたいと思います。

それではほかにご質疑もないので、次の2件についてご報告をお願いします。

竹野教育財務課長 この4月から高等学校の授業料について大きな改正がございますので、高等学校等就学支援金制度についてご説明をさせていただきます。

説明資料の12ページをごらんください。

県立高等学校の授業料は、上段の枠囲みにありますように、平成25年度までは、原則不徴収ということになっておりましたが、このたび国において制度改正が行われ、授業料不徴収に代わって新たな制度として、この4月から就学支援金制度が実施をされます。

制度の要点といたしまして、中ほどに四角囲みをしてありますが、4点ほど説明をさせていただきます。

まず、1点目は、就学支援金制度については授業料に充当されます。就学支援金を受給する生徒については、これまでと同様に授業料を負担しなくてよいということになります。2つ目は、就学支援金の支給には、いわゆる所得制限が導入されているということがございます。3つ目は、就学支援金の支給は、この4月から入学する生徒から適用されてまいりまして、すでに在学中のこの春に2年生、3年生になる生徒については、従来の不徴収制度が適用されること。4つ目は、生徒は就学支援金を受給するためには、申請書とともに課税証明書等の所得を証明する書類を提出する必要があるということがございます。

次に、その下の所得制限についてご説明をさせていただきます。

就学支援金の受給資格には、市町村が発行する課税証明書等に記載されている親権者の市町村民税所得割額の合計額で判断するというようになっております。

合計額となっておりますのは、親権者がご両親の場合は、父親と母親の所得割額を合計するという意味でございます。矢印で示しておりますが、所得割額の合計が30万4,200円、これを基準といたしまして、それ未満の世帯の生徒には、就学支援金が支給をされますので、生徒は授業料を負担する必要はございません。反対に、30万4,200円以上の場合は支給の対象外となりますので、授業料を負担していただくというふうなことになります。

なお、就学支援金制度の周知につきましては、国のほうで中学校を通じて、現在の3年生、それからその保護者に制度を説明したリーフレットを配付しております。また、県においても、教育委員会ホームページで概要を掲載しているほか、新入額生に対しましては、各高校の入学者説明会等において制度を説明するというところで、準備を進めているところでございます。

引き続きまして、13ページをお願いします。

このいわゆる授業料の所得制限の導入に伴いまして確保された財源をもとに高校生等の奨学のための給付金、いわゆる渡し切りの奨学金制度がこの4月に創設されましたので、あわせて説明をさせていただきます。

まず制度の概要ですが、高校生の教育費負担を軽減するために低所得者世帯の生徒に対して奨学金を支給するものでございます。

次に支給の要件ですが、市町村民税の非課税世帯、これには生活保護世帯も含まれますが、非課税世帯が対象ということになります。

また、保護者等が、県内に住んでいるというようなことも必要となります。

また、就学支援金制度と同様に平成26年度の入学者、新1年生から対象となりますので、新2年生以上については、この対象とはなりません。

次に支給額ですが、その下にありますように、公立高校の場合で説明させていただきますと、生活保護世帯の場合が年額でございますが、3万2,300円となります。

生活保護世帯以外の世帯で第1子の高校生がいる世帯については、3万7,400円、また23歳未満の扶養されている兄や姉がいる世帯については、高校生がいる場合は、第2子以降ということで12万9,700円の支給額となります。

14ページをお願いします。支給額の考え方をわかりやすく、ポンチ絵にしたものがございます。

まず世帯Aをごらんください。

この世帯Aは、高校生1人だけの世帯でございますので、支給額は年額で公立高校の場合、3万7,400円ということになります。

次に3つ下の世帯Dをごらんください。

高校生の上に23歳未満の扶養されている兄ですとか姉がいる場合です。通常の大学生とか専門学校とかに通ってる生徒というようなことが想定されますが、そういった世帯の場合は、当該高校生は第2子ということになりますので、支給額は公立の場合12万9,700円ということになります。

またその上の世帯Cをごらんください。

高校生が3人いる場合ということですが、来年度は新1年生だけが対象ですので、3つ子というようなことで想定させていただきます。

一番上の第1子については兄や姉がおりませんので、3万7,400円、第2子以降については、姉がおりますので、それぞれ12万9,700円というような支給額になるということがございます。

また、下から3つ目の世帯Fのように23歳未満でも、例えば働いているというようなことで扶養されていない方がいる場合や世帯Gのように弟とか妹がいる世帯、それから世帯Hのように23歳以上のお子さんがいらっしゃる場合、このような場合はいずれも対象外となりますので、高校生については公立高校で3万7,400円の支給となるということがございます。

以上でございます。

蓑田体育保健課長 説明資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

大分県立庄内屋内競技場の利用料金の改正についてご報告をさせていただきます。

同施設の利用料金は、大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定によりまして、同条例が別表で規定する額の範囲内で、指定管理者が金額を定めることとなっております。

この場合において、指定管理者はあらかじめ知事の承認を受けることとすると規定をされております。

今回、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴いまして、同施設の指定管理者の由布市から改正案のとおり利用料金を改定することについて申請がございました。平成26年3月3日付けで承認いたしましたのでご報告をさせていただきます。

ます。

今後、由布市において規則改正を行い、利用者に周知するとともに、より一層のサービス向上を図ってまいります。

以上でございます。

尾島委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。2件続けてどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別のないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

3月の20日にもまた委員会が予定されております。よろしく申し上げます。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

尾島委員長 これより警察本部関係の審査に入りたいと思います。

それでは初めに、付託案件の審査を行います。

第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算第3号のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

西野警務部長 第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案追加議案の11ページをお開きください。

ページ中段の第9款警察費の補正額は、6億19万7千円の減額でございます。補正後の警察費の総額は、255億2,289万3千円となっております。

それでは、別冊の平成25年度補正予算に関する説明書によりましてご説明いたします。

321ページをお開き願います。

警察費のうち、第1項警察管理費5億7,703万8千円の減額につきましては、目ごとに主なものを説明します。

第2目警察本部費は7億3,535万9千円の減額でございます。

中ほどの事業名欄、給与費7億9,736万7千円の減額は、昨年7月から本年3月まで実施されます職員給与の特例減額等に伴うものでございます。

警察運営費6,200万8千円の増額につきましては、職員の育児休業を補う臨時職員の採用等に伴うものでございます。

323ページに移ります。

第3目装備費につきましては、7,557万7千円の増額です。これは、右側の説明欄に記載のとおり、ヘリコプターの修繕や車両用燃料の高騰などによります事業費の増額等によるものでございます。

第4目警察施設費につきましては、9,901万6千円の増額でございます。

中ほどの事業名欄、交番・駐在所建設費 1 億 6 7 2 万 1 千円の増額にしておりますが、明治交番及び蒲江警察官駐在所の移転・建てかえを行うものでございまして、翌年度に繰り越しの上で着工したいと思います。

明治交番につきましては、商業施設、住宅団地の整備によりまして事件・事故の増加に的確に対応するため、松岡・川添両警察官駐在所を統合の上、新交番を建設し、交番機能を強化するものでございます。

なお、新交番につきましては、各地域へのアクセス等を考慮しまして、大分市横尾地区の県道鶴崎大南線沿いの民有地を取得しまして、建設したいと考えております。

蒲江警察官駐在所につきましては、築 3 3 年を経過して老朽化しております。県内外から管内を訪れる観光客が増加している状況等を踏まえまして、駐在所利用者の利便性や初動活動により適した場所に移したいと思ひまして、現在地から 5 0 0 メートルほど離れておりますが、道の駅かまえ、蒲江小学校に近接する県有地を移転場所としております。

3 2 4 ページをお開きください。

第 5 目運転免許費は、9 3 4 万 2 千円の減額でございます。これは、右側の説明欄に記載の自動車運転免許関係機器更新整備費の不用額等によるものでございます。

第 6 目恩給及退職年金費につきましては、受給者の減少に伴いまして、6 4 3 万 6 千円の減額でございます。

3 2 5 ページ、第 2 項警察活動費でございます。

第 1 目警察活動費は、2, 3 1 5 万 9 千円の減額でございます。

事業名欄、一番上の一般警察活動費 1, 9 2 7 万 8 千円の減額は、電話専用料等通信運搬費などの節減や不用額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 質疑等もないようですので、これより先ほど審査いたしました教育委員会関係部分と合わせて、採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

西野警務部長 文教警察委員会説明資料の 1 ページ、資料 1 「平成 2 5 年大分県警察業務重点の推進結果」と題した概要版を用いまして、昨年 1 年間の業務重点の主な推進結果と本年の取組方針につきましてご説明いたします。

概要版をお開き願います。

県警では昨年、運営方針を「県民とともに歩む力強い警察」、サブタイトルを「安心して暮らせる安全な大分の実現」としまして、重点的に取り組む事項として、6 項目挙げて

おります。

それでは、その項目ごとに資料に沿って主要な成果を順次、ご説明いたします。

まず1つ目、1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進についてでございます。

昨年の刑法犯認知件数は6, 290件と、前年よりもさらに709件減少しまして、10年連続の減少を達成しております。人口10万人当たりの刑法犯認知件数による犯罪率は、全国で5番目に低くなるなど大きな成果を上げることができました。

また、検挙率は39.4%で、前年より4.8%低下いたしましたが、全国平均の29.8%を9.6%上回っております。

こうした数値的な面では大きな成果が上がっていますが、その一方で、殺人等の凶悪犯罪の発生や、県民が不安に感じる子供や女性に対する声掛け事案、ストーカー・DV事案などが大幅に増加しております。

犯罪の起きにくい社会づくりには、防犯ボランティア団体など、県民の方々や関係機関・団体との連携・協力とともに、犯罪の起きにくい防犯環境の整備が重要であります。中でも、犯罪の抑止効果の高い防犯カメラの設置促進は極めて重要と考えおります。そのため、県警察では自治体に対する防犯カメラ設置の働き掛けなどを行っているところでございますが、昨年は、JR臼杵駅や日出駅の駐輪場のほか、湯布院の商店街へ防犯カメラの設置がなされたところであります。

本年も、引き続き、自治体や事業者とともに、防犯カメラの設置促進に努めてまいります。そのための所要の予算も計上しているところでございます。

一方で、振り込め詐欺等の特殊詐欺につきましては、昨年は、被害届を受理した件数、被害額はともに減少していますが、被害届未提出の被害を含めると、被害額は約4億6,400万円と大きな損害を出しております。

県警察では、特殊詐欺被害防止クイズの実施など、県民の抵抗力を高めるための活動を実施しているところでありますが、今後は、金融機関や関係機関、また、報道機関とも連携を密にして、実効性のある被害防止対策を講じてまいります。

また、後で触れますが、各種の犯罪インフラの事件検挙も成果を出しており、引き続き、犯罪インフラ対策も重視してまいります。

2つ目の項目、2 交通死亡事故の抑止についてご説明します。

昨年の交通事故発生件数は5,767件、負傷者数は7,498人でありまして、平成17年から9年連続で減少しました。発生件数につきましても、昭和52年以降37年間で最少の数値となっております。

脇見運転防止運動推進委員など関係機関・団体の皆様とともに、「脇見せず 前見て走ろう 大分県」県民運動の下、事故多発交差点における「100万台呼びかけ運動」を積極的に推進したことの効果が出ているものと考えております。一方で、交通事故死者数につきましては60人と一昨年の40人を大きく上回って、課題を残す結果となりました。

交通事故死者の3分の2に当たる40人が高齢者でございます。内半数が歩行中に亡くなっており、死亡事故の第一当事者となった高齢運転者が23人と全体の約4割を占めております。高齢歩行者が被害に遭う事故を、また、高齢運転者による事故を如何に減らすかということが緊急の課題となっております。

本年は、関係機関・団体と連携を強化し、被害と加害の両面から、各種対策を推進して

まいります。このため、新たに地域包括支援センターと協働しまして、介護支援を要する高齢者に対する交通安全指導を行うとともに、過去5年間に高齢者の死亡事故や重傷事故が集中している、事故多発地域に所在する老人クラブ及びふれあい・いきいきサロンに対する参加・体験型講習や医療機関における診療待ちの高齢者や、その家族に対する交通安全指導などを推進します。

高齢運転者による交通事故防止対策としては、セーフティぶんどによる参加・体験型講習や80歳以上の免許更新者に安全指導等を行う「生き生きセーフティドライブ80（エイティ）」など、きめ細かい交通安全指導を推進します。

そのほか、交通事故に直結する悪質、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取り締まりの推進、自治体等と連携しました自転車利用者に対する安全教育の推進、通学路における児童の安全確保など交通規制の見直し等交通環境の整備等を行います。また、県下の自動車販売店と連携いたしまして、自動車購入者をターゲットとしまして、営業マンが事故情報を提供して交通安全指導を行う取り組みを新たに行うなど、交通死亡事故抑止をより一層図ってまいります。

3つ目でございますが、3悪質・重要犯罪等の徹底検挙についてご説明します。

昨年、殺人等の重要犯罪は48件発生しております。これは一昨年に比べ3件増加しております。検挙件数は44件で、一昨年に比べて9件増加しております。検挙率は91.7%で、一昨年に比べ13.9%増加しており、これは全国平均の63.3%を大幅に上回っている状況です。

こうした犯罪は、県民に大きな不安を与えるものでございます。事件発生と同時に捜査員を大量投入するほか、防犯カメラ画像の収集・解析、捜査支援システムの活用等、迅速・的確な初動捜査を展開しております。

さらに現在、通信指令システムの改修を行っているところであり、画像や地図を迅速に活用して、より効果的な緊急配備や指揮統制を行えるものと考えております。

加えて、捜査を初め、司法手続におきまして、客観的証拠収集が不可欠なものとなってきた現在、綿密な現場鑑識活動を徹底するほか、DNA型鑑定や犯罪者プロファイリング、ポリグラフ検査等、最新の科学捜査力を積極的に活用するとともに、必要な機材の整備に努めてまいりたいと考えております。また、今春には後ほど説明しますが、捜査支援室を新たに立ち上げる予定でございまして、ここを基点として、県警全体の捜査の高度化を図っていき、悪質・巧妙化する重要犯罪等の確実かつ早期の検挙に努めていく所存であります。

次に、左下、4少年非行防止・保護総合対策について説明します。

昨年の刑法犯少年の検挙・補導人員は、431人、前年比プラス4人と、ここ数年、減少傾向にございました少年非行が若干増加しております。また、喫煙や深夜徘徊等の補導人員も4,593人と、756人増加しております。

児童虐待事案につきましては、昨年は269件でございまして、前年よりも102件増加しております。この他、福祉犯事件など少年が被害者となる事案も増加しております。加害と被害の両面において厳しい状況であると思っております。

こうした情勢を踏まえまして、平成19年から警察と学校の架け橋として警察官OB等をスクールサポーターとして委嘱し、県内の小学校・中学校などへの学校訪問、非行防止

教室の開催などを行っております。先般の委員会でも報告いたしましたとおり、昨年は2名を増員しまして、計8名として体制強化を図ったところでございます。

今後も、悪質な少年犯罪に対しては厳正に対処するとともに、スクールサポーター、少年補導員等の地域ボランティア等を中心に、学校等と連携して少年の非行防止に取り組んでまいります。また、児童虐待事案に対しましては、学校や児童相談所等と連携を図りまして、児童の安全確認・安全確保を最優先とした迅速的確な対応を図ってまいりたいと思っております。

5つ目でございます。5 暴力団等組織犯罪対策の推進について説明します。

昨年、県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、暴力追放・銃器根絶大分県民大会や各種の協議会等において、大分県暴力団排除条例への取組状況や不当要求への対応要領等の講話を行うなど、暴力団排除活動を推進してまいりました。

また、詐欺事件で得た収益を受け取った組織犯罪処罰法違反、風俗営業店にみかじめ料を要求した恐喝未遂事件等によりまして50人の暴力団員等を検挙したほか、暴力団対策法に基づきまして、暴力団幹部の暴力的要求行為に対する中止命令1件を発出しております。

今後も、暴力団や暴力団関係企業等の取り締まりを徹底するとともに、大分県暴力団排除条例に基づきまして、県民と一体となった暴力団排除活動を推進したいと思っております。

次に、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラ対策の推進でございます。留学生、技能実習生等に対する防犯講話等を行っておりますが、昨年におきましては、特に繁華街対策としまして、大分市都町における違法な客引き、売春事件、駐車違反等の取り締まりを強力に実施してまいりました。外国人の犯罪としましては、米国人等による大麻密輸入事件、不法滞在事件等で29名を検挙しております。また、振り込め詐欺グループに犯行拠点を提供していた事件等で、犯罪インフラ関連の事件を133件検挙しております。

今後も、犯罪インフラ事件の検挙を通じまして、犯罪組織の実態解明と解体を推進するとともに、犯罪の抑止につなげていきたいと考えております。

最後、6つ目でございます。6 災害、テロ等突発重大事案対策の推進についてでございます。

昨年7月に開催されました平成25年度全国高等学校総合体育大会総合開会式への皇太子殿下のご臨場並びに地方事情ご視察のため来県された行啓警衛警備につきまして完遂いたしております。

災害関係につきましては、昨年1年間は幸いにも人的被害を伴う災害発生はありませんでしたが、本年は2月に入りまして山間部を中心に大雪による被害が発生しました。この場をお借りしまして、若干、口頭で補足させていただきたいと思っております。

この大雪で、日田市での列車脱線事故、豊後大野市での自過失転倒事故といった人的被害が発生しましたほか、雪に絡むスリップ交通事故、停電による信号機の滅灯、大規模な渋滞が発生しました。また、佐伯市におきましては、道路通行どめによる孤立地域が発生しております。

県警察では、今回の大雪対策として災害警備連絡室に並ぶ体制をとりまして、防災関係機関との連携のもと、災害警備体制をとっております。

佐伯市宇目における孤立事案におきましては、関係機関と連携して孤立情報を早期に把握しまして、佐伯警察署の駐在所員が佐伯市振興局職員とともに現場に行きまして、80代の男性の安否を確認するなどしております。

13日の降り始めから15日までの間に、最大時、4警察署管内32カ所で信号の滅灯が発生しております。警察官による手信号、非常用電源による信号機の運用、交通機動隊の応援派遣などを行いまして、円滑な道路交通を確保しております。手信号規制では、臼杵津久見警察署管内におきまして、14日から翌15日の19時間にわたって行っております。

その他の災害対策としまして、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害に備えまして、昨年4月には、警察本部と全警察署が同時に抜き打ちでの参集訓練を行いました。また警察署庁舎が被災し使用不能となった場合に備えまして、震災以降9警察署が代替施設との使用協定を結び、各警察署では、実際に移設訓練も行っております。その他、8警察署におきましては、建設業協会各支部や重機等装備を持っている団体との支援協定を結んでいるほか、自治体や地区の防災訓練に参加しまして、警察官の対処能力の向上を図るとともに地域に密着した災害対策を進めたところでございます。

テロ対策関連としましては、関係機関と連携しまして国際海空港における警戒強化、外国船舶に対する合同立入検査を年間を通じて推進しております。そのほか、玖珠・大分南・大分中央警察署の合同捜査本部におきまして、恐喝未遂事件等で3件6名の右翼構成員等を検挙する等一定の成果をあげることができました。

以上が昨年の業務重点推進結果の概要でございます。

今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

小代警務課長 大分県警察の組織改編概要につきまして、お手元の資料2ページの資料2平成26年春の組織改編概要についてによりご説明を申し上げます。

最初に、組織改編の基本方針について申し上げます。

昨年の県下の治安情勢は、先ほど警務部長から平成25年大分県警察業務重点の推進結果についてで申し上げたとおりでありまして、犯罪抑止、検挙、交通事故抑止において一定の成果を挙げたと認識しておりますが、一方で課題も見えてきております。

具体的には、ストーカー、DV等の事案の急増、交通事故死者の増加、客観証拠収集の必要性の高まり、女性職員の積極的な登用といった課題が山積している状況にあり、こうした情勢を踏まえ、資料の1から4を基本方針に平成26年春の組織改編を行うことといたしました。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

まず1つ目のストーカー・DV等人身の安全を早急に確保する必要のある事案に対処するための体制の確立であります。

ストーカー・DV対応件数は年々増加傾向にあり、平成25年中のストーカー対応件数は265件で前年対比プラス45件、DV対応件数は678件で前年対比プラス133件といずれも過去最多であります。

また、昨今、ストーカー・DVと並び慎重な対応が必要となっております恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案も249件とストーカー事案に匹敵する件数となっております。

これらの事案は、殺人等凶悪事件に急速に発展する可能性をはらんでおり、相談を受けるなどの認知段階から被害者等の保護対策や行為者の検挙等の措置を誤りなく行う必要があります。

県警察では、従来から保護対策や検挙対策に遺漏がないよう組織的に対応しておりますが、さらに生活安全部参事官を刑事部参事官兼務として一元的対処の司令塔とするとともに生活安全企画課内にストーカー・DV等総合対策室を設置するなど体制強化を図り、ストーカー・DV事案等への的確な対応に努めてまいります。

次に2番目の高齢者交通事故防止対策を推進するための体制の強化であります。

平成25年の交通事故死者60人の内、65歳以上の高齢者は40人で66.7%を占めており、高齢者に重点を置いた交通事故防止対策が急務となっております。

高齢者を交通事故から守るには、あらゆる機会を利用した交通安全教育、関係機関団体と連携した啓発活動、歩行環境シミュレータや交通安全教育車を利用した参加体験型講習等を総合的に継続して推進する必要があり、交通企画課高齢者対策係の体制を強化し、高齢者の交通安全対策をさらに進めてまいります。

また、道路交通法の改正により、一定の病気の申告が義務化されましたが、これに伴い、高齢運転者本人やその家族から認知症等の病気に関する申告や相談が増加すると見込まれております。

交通事故防止対策の一環として認知症等の運転者への対策は重要性をましており、相談等に対して運転適性の判断を確実にを行うため、相談対応を担当する運転免許課講習係の体制を強化し、運転適性の面からも高齢者の交通事故防止対策に努めてまいります。

次に3番目の捜査の高度化を図るための体制の確立であります。

客観証拠重視の捜査の必要性の高まりやIT化の急速な進展、地域の間人関係の希薄化といった昨今の治安情勢、社会情勢下においては、情報通信や防犯カメラ等の情報の収集と分析といった捜査が不可欠となってきました。

現状は、各種情報を収集、分析する部署が分散しており、これらを統合した捜査支援室を刑事企画課内に設置し、捜査の高度化や効率化を図ってまいります。

また、犯人追跡可能性の拡充と客観証拠の収集のためには科学鑑定は必要不可欠であり、その重要性は不可逆的に増大しております。

平成25年中のDNA型鑑定資料数は5,820件で前年対比プラス969件と増加傾向にあり、鑑定結果が出るまで時間を要する現状にございます。

迅速な鑑定を行い早期に被疑者を検挙するには鑑定施設の整備と合わせて鑑定を行う研究員の増員も必要であり、科学捜査研究所の法医鑑定体制を強化し、科学鑑定能力の向上を図ってまいります。

最後に4番目の女性職員の積極的登用等に資するための支援体制の確立であります。

県警察では、女性職員255名の内約1割が育児休業を取得しております。

しかしながら、育児を抱える女性職員の中には育児休業の取得をちゅうちょしている状況がまだまだうかがえます。

また、育児休業中の職員は、職場や業務の状況に関する情報が入りにくいいため復職への不安もあり、育児等を巡るこれらの状況は、知識や経験を有する女性職員の離職原因ともなるおそれがあります。

平成25年5月にはメンター制度を発足させ、女性のキャリア形成や育児等に関する相談体制を整備いたしました。これに加え、休業中の職員への情報提供や復職時の手続の教示、育児を抱えた職員の意見を踏まえた勤務環境の整備など、これらの支援の窓口として警務課に女性職員支援係を置き、関係所属と連携し、より能動的に支援を行ってまいります。

以上ご説明しました組織改編の方針に基づき、平成26年春の人事異動を3月14日に内示し、同月27日付けで発令することとしております。

治安情勢や社会情勢の変化に的確に対応し、大分県警察が掲げております安心して暮らせる安全な大分の実現に向け、引き続き総力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

尾島委員長 ありがとうございます。ただいま執行部から2件報告がございました。ご質疑等はありませんか。

毛利委員 業務重点の推進結果の中の犯罪防止に配慮した環境整備、防犯カメラの設置があります。説明いただいたとおり、この防犯カメラは犯罪の防止、また犯罪の検挙に大変重要なことだと思っております。それで、25年の効果が十分に出たというふうに理解しておりますから、これは26年度も予算要求をしていると思うんですが、この防犯カメラはもっと必要だと思うんですけど、この結果に伴って予算要求は、どのような状況になっているんですか。

中島生活安全部長 確かに委員の言われるとおり、防犯、犯罪の抑止、検挙の両面において、非常に効果を発揮しております。県内23カ所の175台を把握しているんですけども、来年度は500万円ぐらい、自治会への補助という形で予算要求を行っております。2分の1の補助ですので、上限50万円、そういうことで、特に大分、それから別府、中津、この3市で補助事業を行いたいというふうに思っております。

毛利委員 補助ということで、自治体がまず理解、協力しないといけないということなのでしょうけど、この中にもあるように、例えば、事業者などの協力ということも書かれております。事業者の方とか、そういう方たちがもっと声を大にすれば、もっとたくさん設置する方向に行くのではないかと思うんですけど、その辺の何といいますか、連携とか意見聴取とか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

中島生活安全部長 各警察署で事業者が、例えば、事業所をつくるとか、そういうときには防犯カメラの設置を、特に大型施設とか、不特定多数の方が集まるような施設をつくるときには、防犯カメラを設置、その有効性、そういう必要性を含めて、できる限り設置促進ということで働きかけております。また現実に設置していただいているところもたくさんあります。

小川刑事部長 先生のおっしゃるとおり、私は捜査を担当する者としても非常にこれ重要視しております。今のところは各警察署、それから緊急雇用対策とかで、まずはそういう防犯カメラがどこにどれだけついているんだということが非常に重要なわけでありまして、

そういう中で、空白地帯がないのかとか、それから、その地域の情勢に応じてここにあったほうがいいんじゃないかとか、そういうことをまず作成、戦略を立てて、そこから各市町村、それから事業者の方、そういうことで必要性をうたっていこうということで今始め

ているところですが、先生方も各市町村等ご存じと思いますので、何とぞその辺のご理解、応援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

毛利委員 ということであるならば、我々の出身の警察署にも、署長にも言つて調査をして、たくさんつける方向で行動を起こしてくれと、それに我々が一緒になつて語りかけをすればいいということですね。（「よろしくお願ひします」と言う者あり）

馬場副委員長 この22ページのサイバー犯罪対策の推進というところで、学校の方でサイバーセキュリティーカレッジを開催されているということが書いてあるんですが、私はインターネットを見るとか、メールぐらいしかしないんですけど、よくLINEで事件が起きたとかということがあると思うんですけど、ここの規制とかいうのは、その書き込み内容の法的に人の悪口を書いたりとか、そういうことではなかなか規制ができないのかな、そこを規制、今の段階ではどの辺が規制になるのかなという、それを教えていただければ。

中島生活安全部長 インターネット空間の危険性について、先ほどおっしゃられましたサイバーカレッジとか、そういうのをやっておりますけども、今進めているのは、未成年者に対するフィルタリングですね。携帯電話なんか今スマホというのがはやつていまして、ほとんどの子供さんが持っているんですけども、それによつて、インターネット空間に自由に行き来できる。そういう悪質な情報のところに入れないようなフィルタリングということ、今保護者の方とか学校の先生、それから電話の事業者、携帯電話の事業者あたりにお願ひをして対策をとつているということです。

馬場副委員長 そしたら、個人のことをかなりいろんな中傷とか書き込みとかもしあつたときは、それは消せないんですか。消すというか、中身によるんでしょうけど、規制というはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

中島生活安全部長 そこはサイバーパトロールをしながら、警察庁のほうで、民間のほうに委託をして、そういうパトロールの中で各事業者のほうには削除を要請しております。しかし、現実面として、一旦そういう空間に流れてしまうと、なかなか拡大してしまつて全部削除できないというのが現状です。

玉田委員 この中で、交通事故防止で、豊後大野市のほうには相談に行ったというか、考へてほしいということで、今一緒に取り組んでくれているんですけども、自転車の左側通行ですね。それで、やっぱり点検してみると、国県道でも通学路で、随分危険なところがあるんですよ。国や県について、市道もそうですけれども、早急に左側通行で子供たちが通学するとき安全に通れるようにということで、話をしますけど、道路改修までにはやっぱりどうしてもかなりのスパンがかかるので、それまでの間はやっぱりどうするかという課題があると思うので、交通安全対策の中で、特に自転車の左側通行の問題が、それについての、ハードをする側とで、ソフトの部分はやっぱり警察の交通安全対策に任せるしか今ないので、その間についての充実というところをぜひ取り組んでほしいなというふうに思つていますが、そのまま、そういう意見が上がつていればぜひお答へ願ひたいと思ひます。

三田村交通部長 委員おっしゃいましたとおりで、この自転車の左側通行、いろんなご意見を聞いていまして、わかりにくいとか、そういった話が結構あります。県警のホームページ等にも載せておりますけれども、進行方法について、周知徹底することはまず今の段

階、非常に重要なことだろうと思います。それで、県、教育庁、学校も一緒にそういった広報を強化しようということで、警察としましては、2月4日に県の教育庁を通じて各学校に指示をおろしていただきまして、そういった教育をしていただいたりということをお願いをしてあります。

あるいは高齢者の問題もこれまたありまして、高齢者の自転車の事故もかなりありますので、そういったところは県老連のクラブを通じてとか、あるいはゲートボール協会とか、グラウンドゴルフの協会とか、そういったところをお願いをしてやはり周知を図る。あるいは自転車購入時に自転車屋さんをお願いをして、購入時にそういった広報をしているということで、これからまず広報を徹底してやっていくということですね、それが1つ。

それと、大分市内では緊急雇用で自転車の安全利用促進事業としまして、自転車の指導員というのが、今11人おりまして、この方たちがチラシを配って出演者の通行方法についての周知をやっていただくというような、これはほぼ3月いっぱいまでにこういうことも今やっております。あと自転車大会が小学校あたりで、豊後大野のほうで毎年出ているんですけど、あれを拡大をして、そういった教育もしていきたいというふうに思っています。

玉田委員 よろしくお願ひします。

田中委員 交通安全対策についてなんですけども、交通安全施設整備事業というのがあります。ほとんど信号の新設とか、そういう設備のほうが多いんですけど、この前、国道388号線沿いの木立地区で横断歩道の白線が全く消えて非常に危ないという地区の要望がまいました。すぐに佐伯署長のほうにご連絡して、すぐ対応してもらったんですが、いろいろ調べる中で、いわゆる国道、県道、市道を含めて、黄色いわゆる車の追い越し車線については県警でやる。白線については県の土木ですね、横断歩道については市がやるというふうな感じで、これ、1つの縦割行政の中で予算の関係で仕分けしておるんですけど、市民や県民から見れば、そういうやっぱり一つの安全を確保するための表示がやっぱり相互管理といいますか、こういうものがやっぱり必要なわけでありまして、一元化管理というか、予算はそれぞれあっていいと思うんですけども、どこかがきちっとした点検とか、そういうものについて確保してあげないと、我々は黄色い車線だけで管理してええんじやみたいな、そういうぐあいにはならんのですよね。安全対策も圧倒的に高齢者の事故というのは、高齢者が横断歩道を渡らんでほかのところから渡るとか、そういうのも一番多いわけでありまして、これは車のやっぱり基本的な人の安全を高めていくということについて、やっぱり定期的に、もうそれは走行量が多ければ激しくそれが消える可能性も強いわけでありまして、そこまでの管理面をやっぱりきちっとした対応を総合的に考えていただきたいなと思っているんですけど、何かありましたら。

三田村交通部長 先生おっしゃるとおりでありまして、例えばの話ですけども、今交通事故、重大事故が起こりますと、その路線を管轄します道路管理者と警察とが一緒に現場に行って、ここの安全対策をどうするかといったことを1個1個今やっています。そうした中で、警察ができる、それから道路管理者がやっていただく、そういったことを今言われましたように予算が違いますので、その辺は仕方ないんでありますけれども、それぞれの役割分担がはっきりしまして、そこをお願いして、1カ所1カ所やっていくといったようなことをやっております。

特に今、ご指摘にありました横断歩道の問題もありまして、県下1万3,000本以上横断歩道があるんですけど、中には消えておるといったようなこともありまして、その辺を今度の予算では重点を置いてやっていきたい、そういうふうを考えております。

田中委員 しっかりお願いしときます。

尾島委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ほかにございませんので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。また3月20日に委員会ございますので、よろしくお祈いします。

〔警察本部退室〕

尾島委員長 この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別のないようですので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。